

令和8年10月2日
福岡市教育委員会

職員の処分について

本日、次のとおり懲戒処分等を行いましたので公表いたします。

盗撮について

1 職 員 早良区 市立中学校 教諭（20代）

2 処分の内容 懲戒免職

3 処 分 事 由

当該職員は、令和8年9月6日（日）に、盗撮を行う目的で勤務校内に私物の小型カメラを設置した。

4 管理監督者への処分

(1) 管理監督者 早良区 市立中学校 校長 （50代）

(2) 処分の内容 戒告

(3) 処 分 事 由 部下職員に対する指導監督が不十分であった。

5 その他職員への措置

校長を補佐して管理監督を行う職責を十分に果たしているとは言えなかったとして、所属校の教頭に対し、「口頭訓戒」の措置を行った。

【問い合わせ先】

サービス指導課長 加来、サービス指導第1係長 今村
電話：7 1 1－4 8 1 3（内線：3 6 6 4）